

## 鳥取市鳥取地どりブランド生産拡大支援事業費補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取市鳥取地どりブランド生産拡大支援事業費補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、鳥取市補助金等交付規則（昭和42年鳥取市規則第11号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (交付目的)

第2条 本補助金は、鳥取地どりの生産拡大を支援することにより、安定供給体制を確立し、ブランド化を図ることを目的として交付する。

### (補助対象事業)

第3条 本補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、別表第1欄に掲げる事業とする。

### (補助対象者)

第4条 本補助金の交付の対象となる者は、別表第1欄に掲げる補助対象事業の区分に応じ、同表第2欄に掲げる者とする。

### (補助金の算定等)

第5条 本補助金は、別表第1欄に掲げる補助対象事業の区分に応じ、同表第3欄に掲げる経費の額に同表第4欄に掲げる補助率を乗じて得た額（1,000円未満の端数は、これを切り捨てる。）以内で算定し、予算の範囲内で交付する。ただし、仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入に係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た額の合計額をいう。以下同じ。）を除く。

### (交付申請の時期等)

第6条 規則第4条の規定による本補助金の交付申請は、市長が別に定める日までに行われなければならない。

- 規則第4条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。
- 本補助金の交付を受けようとする者は、交付申請に当たり仕入控除税額が明らかでない場合は、前条ただし書の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む補助対象経費の額に別表第4欄に掲げる補助率等を乗じて得た額（以下「仕入控除税額を含む額」という。）の範囲内で交付申請をすることができる。
- 市長は、前項の規定による申請を受けたときは、前条ただし書の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む額の範囲内で交付決定をすることができる。この場合において、仕入控除税額が明らかになったときは、速やかに交付決定に係る本補助金の額（変更された場合は、変更後の額とする。以下「交付決定額」という。）から当該仕入控除税額に対応する額を減額す

るものとする。

(承認を要しない変更)

第7条 規則第9条第1項の市長が別に定める変更は、補助金の増額以外の変更とする。

(着手届を要しない場合)

第8条 規則第10条第1項第3号の市長の別に定める場合は、同項第1号又は第2号に規定する補助事業以外のすべての補助事業に係る場合とする。

(実績報告の時期等)

第9条 規則第12条の規定による実績報告は、補助事業の完了後30日を経過する日又は本補助金の交付の決定を受けた日の属する年度の翌年度の4月20日のいずれか早い日までに市長に提出しなければならない。

- 2 規則第12条の報告書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。
- 3 本補助金の交付を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、実績報告にあたり、その時点で明らかになっている仕入控除税額(以下「実績報告控除税額」という。)が交付決定額に係る仕入控除税額(以下「交付決定控除税額」という。)を超える場合には、補助対象経費の額からその超える額を控除して報告しなければならない。
- 4 補助事業者は、実績報告の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合において、その額が実績報告控除税額(交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額)を超えるときは、様式第3号により速やかに市長に報告し、市長の返還命令を受けて、その超える額に対応する額を市に返還しなければならない。

(財産の処分制限)

第10条 規則第16条ただし書の期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定める耐用年数に相当する期間(同令に定めのない財産については、市長が別に定める期間)とする。

- 2 規則第16条第4号の財産は、次のいずれかに該当するものとする。
  - (1) 取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の機械及び器具
  - (2) その他交付目的を達成するため処分を制限する必要があるものとして市長が別に定めるもの

(収益納付)

第11条 本補助金の交付を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、本補助金の交付に係る事業により取得し、又は効用の増加した財産を処分したことにより収入があったときは、当該収入があった日から5日以内に、市長にその旨を報告しなければならない。

- 2 前項の場合において、市長がその全部又は一部に相当する額を市に納付するよう指示したときは、補助事業者は、これに従わなければならない。

(書類の保管)

第12条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産について、規則第16条ただし書の期間を経過するまでの間、鳥取地どりブランド生産拡大支援事業費補助金交付要綱(平成22年4月1日付け第200900206756号鳥取県農林水産部長通知)様式第4号による財産管理台帳その他関係書類を整備・保管しておかなければならない。

(雑則)

第13条 この要綱に定めるもののほか本補助金の交付について必要な事項は、農林水産部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年7月9日から施行し、平成22年度の補助事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行し、平成23年度の補助事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成24年8月8日から施行し、平成24年度の補助事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成25年6月28日から施行し、平成25年度の補助事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成31年3月5日から施行し、平成30年度の補助事業から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行し、令和3年度の補助事業から適用する。

別表（第3条、第4条、第5条関係）

1 補助対象事業	2 補助対象事業者	3 補助対象経費	4 補助率
1 鳥取地どり生産施設等整備支援事業	鳥取地どりの生産を開始又は規模拡大する農業者等	施設整備費（鳥取地どりの生産に必要な飼養施設、排せつ物処理施設、食鳥処理施設等及び附帯施設を対象とし、既存施設等の撤去、管理棟・倉庫等の汎用性の高い施設の整備に係る費用は含まない。）	1 / 3
2 鳥取地どり啓発宣伝支援事業	鳥取地どりを生産する農業者等	鳥取地どり販売促進のために係る経費	1 / 3
3 鳥取地どり食鳥処理技術向上支援事業	鳥取地どりの生産及び食鳥処理を開始して2年以内の者	食鳥処理技術を備えた人材確保のための経費（研修費、講師招聘費、資格取得に係る講習会受講費等食鳥処理技術の向上に資する経費を対象とする。）	1 / 3

様式第1号（第6条、第9条関係）

年度鳥取市鳥取地どりブランド生産拡大支援事業実施計画（報告）書

1 事業の目的

2 事業の内容及び計画（実績）

(1) 飼養計画（実績）

畜産経営体の住所・氏名	飼養羽数		備考
	現状	計画（実績）	

(2) 施設整備計画（実績）

設置場所	整備内容	構造・面積	単価	事業費	備考
		m <sup>2</sup>	円	円	
計					

注）添付書類：施設の実施設設計書（実績報告にあつては出来高設計書）

(3) 啓発宣伝・食鳥処理技術向上計画（実績）

事業内容	事業費（円）	備考
計		

3 経費の配分及び負担区分

区分	総事業費 (A) + (B) + (C) 円	負担区分			備考
		市補助金 (A) 円	事業主体 (B) 円	その他 (C)	

4 事業完了（予定）年月日

5 添付書類

- (1) 実施（変更、出来高）設計書
- (2) 施設の設置予定場所（設置場所）を示す地図
- (3) その他市長が指示した資料

様式第2号（第6条、第9条関係）

年度鳥取市鳥取地どりブランド生産拡大支援事業収支予算（決算）書

1 収 入

区 分	本年度予算 (決算)額	前年度(本年 度)予算額	差 引		備考
			増	減	
市補助金	円	円	円	円	
事業主体					
その他					
合 計					

2 支 出

区 分	本年度予算 (決算)額	前年度(本年 度)予算額	差 引		備考
			増	減	
	円	円	円	円	
計					

(注) 区分欄の記載方法は、生産施設整備の内容によるものとする。

様式第3号（第9条関係）

年 月 日

鳥取市長 様

住所  
氏名

年度鳥取市鳥取地どりブランド生産拡大支援事業費補助金仕入控除税額確定報告書

年 月 日付け第 号により交付決定通知のあったこの事業について、鳥取市鳥取地どりブランド生産拡大支援事業費補助金交付要綱第9条第4項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- |   |  |   |   |
|---|--|---|---|
| 1 | 鳥取市補助金等交付規則第12条の2の補助金の額の確定額<br>(○年○月○日付け第○○号による額の確定通知) | 金 | 円 |
| 2 | 補助金の額の確定時に減額した仕入に係る消費税等相当額                             | 金 | 円 |
| 3 | 消費税の申告により確定した仕入に係る消費税等相当税額                             | 金 | 円 |
| 4 | 補助金返還相当額(3-2)  | 金 | 円 |
| 5 | 当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合、その状況を記載<br>[ ]        |   |   |
| 6 | 当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額がない場合、その理由を記載<br>[ ]              |   |   |

(注) 内訳資料、その他参考となる資料を添付すること。